第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条　削除

第十八条の次に次の一条を加える。

（再生可能エネルギーの利用の推進）

第十八条の二　国及び地方公共団体は、振興山村において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、その利用が地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をするものとする。

第十九条の次に次の一条を加える。

（介護給付等対象サービス等の確保等）

第十九条の二　国及び地方公共団体は、振興山村における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十条の見出し中「福祉の増進」を「居住用施設の整備等」に改め、同条中「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削る。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

（教育環境の整備）

第二十一条の四　国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

2　国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、振興山村の区域外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　地方公共団体が、この法律による改正前の山村振興法（以下この条において「旧法」という。）第七条第一項に規定する振興山村の区域内において旧法第十四条に規定する事業の用に供する設備を平成二十七年三月三十一日以前に新設し、又は増設した旧法第十二条第五項に規定する認定法人に係る不動産取得税又は固定資産税について不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（総務省設置法の一部改正）

第三条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第四条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第五条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法

附則第十条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八号

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改める。